

項目名	施設整備資金貸付制度の見直し		
大綱要旨	社会福祉法で規定する社会福祉事業にかかる施設の整備を行う、市内の社会福祉法人に対する貸付金について、制度の見直しを検討する。		
改革内容	今後新たに施設整備を予定している社会福祉法人に対しては、民間融資等の利用を促し市としての予算措置は行わないことにより、見直しを実施する。		
改革効果	制度の見直しにより、今後の施設整備計画にかかる財源の抑制が図られる。 (参考)平成14年度実績 8千万円(2千万円×4施設)の貸付を実施		
実施計画	年度	着手・実施	詳細内容
	14年度		
	15年度	着手	今後の施設整備については貸付対象としないことを、法人等へ説明(見直し周知)
	16年度	実施	継続中の事業を除き、新規の施設整備については貸付を行わない。(一部実施)
	17年度		市の予算に当該貸付金を計上しないことにより、見直しを完了